

「個人情報保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」の改正案に対する意見公募について、以下のとおり意見を提出いたします。

2014年10月27日

佐藤慶浩

【意見 1】

該当箇所：

改正案（概要） 1 ページ／1. 安全管理措置

安全管理措置については、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の程度を考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。その際には、特に、中小企業者（※）においては、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましい。

新旧対照表 2 ページ改正案／最初の下線部

特に、中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。以下同じ。）においては、事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましい。また、

意見内容：

それぞれ、以下のとおり修正する。

改正案（概要） 1 ページ／ 1. 安全管理措置

安全管理措置については、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の程度を考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。その際には、特に、中小企業者（※）において~~はも、事業の規模及び実態、~~取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましい。

新旧対照表 2 ページ改正案／最初の下線部

特に、中小企業者（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる中小企業者をいう。以下同じ。）において~~はも、事業の規模及び実態、~~取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましい。また、

理由：

個人情報取扱事業者が中小企業者であり、その事業の規模が小さければ、必要な措置が軽減されてもよいということはない。改正案（概要）にあるように「事業の規模及び実態～に応じた措置」ではなく、本来求められている措置と同等の措置を、個人情報取扱事業者の規模の大小に関わらず実施しなければならない。

【意見 2】

該当箇所：

改正案（概要） 2 ページ／ 2. 委託先の監督／第 1 段落

委託先の監督に当たっては、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の程度を考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。その際には、特に、委託先が中小企業者になる場合においては、その事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましい。

新旧対照表 7 ページ改正案／2-2-3-4. 委託先の監督／中斷下線部

特に、中小企業者においては、自ら又は委託先の事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましい。

意見内容：

それぞれ、以下のとおり修正する。

改正案（概要） 2 ページ／ 2. 委託先の監督／第 1 段落

委託先の監督に当たっては、本人の個人データが漏えい、滅失又はき損等をした場合に本人が被る権利利益の侵害の程度を考慮し、事業の性質及び個人データの取扱状況等に起因するリスクに応じ、必要かつ適切な措置を講じるものとする。~~そ委託の際には、委託する特に、委託先が中小企業者になる場合においては、その~~事業の規模及び実態、取り扱う個人データの性質及び量等に応じた措置を講じることが望ましい。特に、委託先が中小企業になる場合においても、委託先において必要かつ適切な対策が実施されるように監督を行うことが望ましい。

新旧対照表 7 ページ／2-2-3-4. 委託先の監督／中断下線部

~~特に、中小企業者においては、委託先が中小企業になる場合においても、自ら又は委託先の事業の規模及び実態、~~取り扱う個人データの性質及び量等に応じ~~たて必要かつ適切な~~措置を講じることが望ましい。

理由：

委託先が中小企業者であり、その事業の規模が小さければ、必要な措置が軽減されてもよいということはない。改正案（概要）の「その事業の規模及び実態～に応じた措置」ではなく、委託元が本来求められている措置と同等の措置を、委託先においてもその事業の規模の大小に関わらず実施するように委託元が監督を行うべきである。

【意見3】

該当箇所：

改正案（概要）3ページ／2. (a) ①／第1段落3行目中盤から

以下の項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、必要に応じ、委託先の社内体制、規程等の点検、実地検査等を行った上で、その結果について、個人情報保護管理者（CPO）等が適切に評価することが望ましいものとする。

新旧対照表8ページ改正案／1行目から

委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第20条で求められるものと同等であることを確認するため、以下の項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、委託先の社内体制、規程等の確認、必要に応じて、実地検査等を行った上で、個人情報保護管理者（CPO）等が、適切に評価することが望ましい。

意見内容：

それぞれ、以下のとおり修正する。

改正案（概要） 3 ページ／ 2. (a) ①／第 1 段落 3 行目中盤から

以下の項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、~~必要に応じ、~~委託先の社内体制、規程等の点検に加えて、必要に応じて委託先と合意した 実地検査等を行った上で、その結果について、個人情報保護管理者（CPO）等が適切に評価することが望ましいものとする。

新旧対照表 8 ページ改正案／ 1 行目から

委託先の選定に当たっては、委託先の安全管理措置が、少なくとも法第 20 条で求められるものと同等であることを確認するため、以下の項目が、委託する業務内容に沿って、確実に実施されることについて、委託先の社内体制、規程等の確認を行った上で、必要に応じて委託先と合意した、~~実地検査等を行った上で~~うことにより、個人情報保護管理者（CPO）等が、適切に評価することが望ましい。

理由：

原案のように「委託先の社内体制、規程等の点検、実地検査」を並べてしまうと、それらの推奨の程度が同等であるかのように読める。しかし、これらのうち、「社内体制、規程等の点検」を最低限とした上で、委託先からの書面報告を主とする「点検」を踏まえた上で、それを裏付けるための「実地検査」をするという建てつけがよい。そのようにすることで、委託先は、自ら報告した内容について、場合によっては実地で検査されることがあるのであれば、正しく報告しなければならないと判断し、点検の品質が高まる。仮に実地検査をしない場合であっても、虚偽の報告をすることが抑止されることが期待できる。仮に、例示した点検及び検査が対等であると解釈され、「社内体制、規程等の点検」をせずに、「実地検査」だけをすることは、委託先にとって単に手間がかかるだけの見学会になり効果が期待できない。

実地検査については、検査内容の専門知識や検査のスキルを伴った検査者が実施しない場合には、ほとんど効果が期待できない点にも注意が必要である。

また、実地検査は、委託先にとっては部外者を関連施設内に立ち入らせることとなり、それ自体がリスクを生じることになる。ある委託元が実地検査で立ち入ることを求めるならば、他の委託元が同様に立ち入ることも禁止できないと考えるべきである。委託元が多数あるような委託先においては、毎日のように異なる委託元の実地検査での立ち入りを受け入れなければならないことにもなりかねない。「委託する業務内容に応じて」そのような実地検査を委託先に受け入れさせることが、本当に委託元の監督方法として適切かについては、実地検査の目的と必要性を十分考えてから決定する必要がある。その上で必要と判断するならば、実地検査の方法や時期については、委託先と事前に合意することが重要である。

【意見 4】

該当箇所：

改正案（概要） 4 ページ／最初の②／ 1 行目

定期的に（少なくとも年 1 回）委託業務の監査を実施すること等により、委託契約に盛り込んだ内容の実施状況等を調査した上で、その結果について、個人情報保護管理者（CPO）等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましいものとする。

新旧対照表 9 ページ改正案／③委託先における個人データ取扱状況の把握

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に（少なくとも年 1 回）、監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査した上で、個人情報保護管理者（CPO）等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。

意見内容：

新旧対照表改正案について、以下のとおり修正する。

新旧対照表 9 ページ改正案／③委託先における個人データ取扱状況の把握

委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、定期的に（少なくとも年 1 回）、監査を行う等により、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を調査相互に確認した上で、個人情報保護管理者（CPO）等が、委託の内容等の見直しを検討することを含め、適切に評価することが望ましい。なお、監査で実地検査を実施するにあたっては、対象となる委託先が多数ある場合などは、1 回の監査ですべての委託先を実地検査する代わりに、数回の監査によって、すべての委託先を一巡することも考えられる。

理由：

現行のガイドラインは、「委託先における委託された個人データの取扱状況を把握するためには、委託契約で盛り込んだ内容の実施の程度を相互に確認することが望ましい。」となっているが、下線部における「相互に確認すること」が重要である。なぜならば、業務委託における個人データの取り扱いを適切に行うには、委託元と委託先の双方の対策が必要である。たとえば、委託業務に不必要な個人データを委託元は委託先に提供するべきではない。そのような委託元として必要な対策の実施状況についても、相互に確認する機会を設けることにすべきである。

委託元が委託先における個人データ取扱状況を、少なくとも年 1 回実施することは適当であると考えるが、実地検査については、毎回の監査で、全委託先への実地検査をすることが困難であれば、それを求めるものではないことを明記するのがよい。たとえば、委託先が数百社あるような場合には、それを年 1 回ですべて実地検査しようとするれば、ほぼ毎日、いずれかの委託先に実地検査を実施しなければならなくなってしまうが、それを求めるものではないことを補足すべきである。

【意見 5】

該当箇所：

改正案（概要） 4 ページ／上段③の 2 ポチ

安全管理に関する事項が遵守されず、委託先から個人データが流失した場合の損害賠償責任。

新旧対照表 9 ページ改正案／上から 3 行目

（削除）

新旧対照表 10 ページ改正案／上から 18 行目

・ 契約内容が遵守されなかった場合の措置（例えば、安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の損害賠償に関する事項も含まれる。）

意見内容：

改正案（概要）について該当箇所を削除する。新旧対照表 9 ページ及び 10 ページ改正案については、以下のとおり現行のガイドラインのままにする。

新旧対照表 9 ページ改正案／上から 3 行目

~~（削除）~~なお、本人からの損害賠償請求に係る責務を、安全管理措置に係る責任分担を無視して一方的に委託先に課すなど、優越的地位にある者が委託元の場合、委託先に不当な負担を課すことがあってはならない。

新旧対照表 10 ページ改正案／上から 18 行目

・ 契約内容が遵守されなかった場合の措置~~（例えば、安全管理に関する事項が遵守されずに個人データが漏えいした場合の損害賠償に関する事項も含まれる。）~~

※上記はいずれも、現行ガイドラインを引用した内容である。

理由：

①「損害賠償責任」という用語を使った場合には、個人データが流出した場合の損害の特定方法はあいまいであり実効性に疑問がある。②本来は、委託元が予防対策を委託先に具体的に示すのが先であり、それについてあいまいなガイドラインの現状において、損害賠償責任だけを個別に示すことは、事前予防策より事後賠償に偏重することが懸念される。（むしろ、事前予防策に重点を置くように促すべきである。）③そもそも、損害賠償責任を明確にすることは、委託元に負債が生じないようにすることを担保するだけであり、それを本ガイドラインが言及することの意図が不明である。もしも、損害賠償責任を明記することで、委託先はその事後対応を恐れて安全管理策に傾注するだろうと期待しているなら、それは実務的ではない。そのような場合には、委託先は、原資を、リスク軽減としての安全管理策ではなく、保険などの賠償のためのリスク転嫁に振り向けることも考えられ、予防対策の原資がむしろ減ることも考えられる。

本ガイドラインにおいて、委託元が委託先に安全管理策を具体的に示して、予防対策に重点が置かれた後に、さらに追加して、損害賠償責任を何らかの意図で言及するならわかるが、現状では本末転倒することが懸念されるため、現行のガイドラインでの損害賠償の記載を改正すべきではない。

【意見 6】

該当箇所：

改正案（概要） 4 ページ／中断（b）①

再委託を行う場合には、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託を行う相手方、再委託に係る業務内容及び再委託先における個人データの取扱方法等について、委託先から事前報告又は承認の申請を求め、及び委託先を通じて、又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施することが望ましいものとする。

新旧対照表 9 ページ改正案／上から 14 行目下線部

このため、委託先が再委託を行おうとする場合は、委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が再委託する相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人情報の扱い方法等について、委託先から事前報告又は承認を求め、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第 20 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

意見内容：

それぞれ、以下のとおり修正する。

改正案（概要） 4 ページ／中断（b）①

~~委託先による再委託を行う認める~~場合には、~~委託を行う場合と同様、委託元は、委託先が委託先に対して、再委託を行う相手方、再委託に係る業務内容及び再委託先における個人データの取扱方法等~~について、委託先から事前報告又は承認の申請を求め、~~委託先に指示した個人データの取扱方法等を再委託先にも指示することを~~求めること、及び委託先を通じて、又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施することが望ましいものとする。

新旧対照表 9 ページ改正案／上から 14 行目下線部

このため、~~委託先がによる再委託を行おうとする認める~~場合は、~~委託を行う場合と同様、委託元は、委託先がに対して、再委託する相手方、再委託する業務内容及び再委託先の個人情報の扱い方法等~~について、委託先から事前報告又は承認を求め、~~委託先に指示した個人データの取扱方法等を再委託先にも指示することを~~求める、及び委託先を通じて又は必要に応じて自らが、定期的に監査を実施する等により、委託先が再委託先に対して本条の委託先の監督を適切に果たすこと、及び再委託先が法第 20 条に基づく安全管理措置を講ずることを十分に確認することが望ましい。再委託先が再々委託を行う場合以降も、再委託を行う場合と同様とする。

理由：

本ガイドラインの実施義務者は委託元であるものとして一貫した文章にすべきである。「再委託を行う場合」とあるが、再委託の行為者は委託先であるところ、本項の実施義務者は委託元であるため、主語はすべて委託元であるように整えるのがよい。

その上で、そもそも委託先における個人情報の取扱方法は、本来は委託元が委託先に具体的に指示するべきである。委託先が再委託をする場合には、委託元から指示された取扱方法を再委託先に継承することを求める必要がある。

以上